



日本基準

平成30年3月期 四半期決算の留意事項 ーチェックリスト

2017年12月

あずさ監査法人

目次

本冊子について	3
参考基準等の略称	4
チェックリスト	5
1. 当期（第1四半期）から適用される会計基準	5
1.1 連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い等（平成29年3月改正）	5
1.2 公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等（平成29年5月公表）	6

本冊子について

本冊子は、平成 30 年 3 月期の四半期決算において、日本基準に準拠した財務諸表を作成する際に、新たに留意すべき項目を示すことにより、利用者に役立つものとなることを目的として作成しています。

参考基準等の略称

■ 1.1 に関する会計基準等

実 18 号：実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」
(平成 29 年 3 月改正)

実 24 号：実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」
(平成 29 年 3 月改正)

■ 1.2 に関する会計基準等

実 35 号：実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」
(平成 29 年 5 月公表)

チェックリスト

1. 当期(第 1 四半期)から適用される新会計基準等

1.1 連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い等(平成 29 年 3 月改正)

年度・四半期共通の留意事項

実18号、実24号

国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示(当該開示には、有価証券報告書提出会社の保証会社に該当する国内子会社が、指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書提出会社の有価証券報告書により開示している場合を含む。)している場合(当連結会計年度の有価証券報告書により開示する予定の場合も含む。)には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができる。

なお、平成 29 年改正実務対応報告の適用初年度の前から国内子会社又は国内関連会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合において、当該適用初年度に「連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一」又は「持分法適用関連会社の会計処理の統一」の当面の取扱いを適用するときは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

1.2 公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等 (平成 29 年 5 月公表)

年度・四半期共通の留意事項

実 35 号 2 項、
12 項

運営権者が民間資金法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権を取得する取引に関する会計処理及び開示、並びに運営権者が公共施設等に係る更新投資を実施する取引に関する会計処理及び開示にあたっては、実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」を適用する。

更新投資については、運営権者が公共施設等運営権を取得した時において、大半の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容が、管理者等から運営権者に対して実施契約等で提示され、当該提示によって、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合、当該取得時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上する。

有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 16-1525

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.